

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成23年5月24日（火）午後3時から

2、開催場所 錦江町本庁 2階庁議室

3、出席委員（20人）

会長	13番	白井 太郎
会長代理	12番	近川 正人
委員	1番	鍋 康博
〃	2番	小園 増廣
〃	3番	有里 正心
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	落司 順一
〃	6番	牧原 昇
〃	7番	樋渡 俊信
〃	8番	宿利原 勝吉
〃	9番	宮川 正幸
〃	10番	青木 稔
〃	11番	鮫島 廣幸
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	基 岸澄
〃	16番	安水 義文
〃	17番	鳥淵 千秋
〃	18番	今熊 悦郎
〃	19番	宿利原 義照
〃	20番	鈴 一磨

欠席委員 なし

事務局職員 松元 辰朗 事務局長 折久木 まり子 書記 中野 好太郎 書記

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第3号 農地法第3条許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の下限面積の錦江町農業委員会の意思決定について

議案第6号 平成22年度の錦江町農業委員会の目標及び達成に向けた活動の点検評価について

議案第7号 平成23年度の錦江町農業委員会の目標及び達成に向けた活動計画(案)について

議長 | 只今より平成23年度第2回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。

本日の総会の出席は全員出席となっていません。鮫島委員が遅延されていますが錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立しておりますので開会いたします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員

なし。

議長

それでは異議はないということですので、12番の近川正人委員と14番の貫見和洋委員を指名いたします。
宜しく願い致します。

それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。

事務局

(会務報告と説明)

議長

只今の会務報告について、何かご質問ございませんか。

全委員

(発言なし)

議長

ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

議案第3号 農地法第3条許可申請について提案します。事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条許可申請 受付番号3号 譲渡人は、S・Tさん皆倉自治会の方です。経営規模は、自作地2, 976㎡、譲渡理由は農業廃止となっています。申請地は、神川宮ノ上4508-1、地目は台帳現況とも畑、地積は716㎡となっています。

譲受人は、R・Sさん20歳で皆倉自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員3、労働力3、自作地18, 709㎡、小作地5, 798㎡です。

農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の装備については、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機等の農業機械を所有されています。

農作業従事については、年間従事できるような記載があります。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。

調査委員は2番の小園委員となっています。

議長

小園委員調査報告をお願いします。

2番
小園委員

はい2番ご報告申し上げます。譲受人のR・Sさんは、今事務局からありましたように平成17年に神川中学校を卒業して現在20歳、現在鹿児島きもつき農協の畜産技術員として串良支所に勤務されています。

経営の方は、父のM・Sさんが健在でMさんを中心になされています。経営内容は、和牛の畜産を中心にインゲン等の複合経営でございます。

この譲受した716㎡は、通常タツシバと言っていますが、これは線香のタブシバのことです。隣接地の山林も購入しておりまして、現地を見たところでしたが、このタツシバは自分には何も役に立ちませんので畜産の飼料畑が不足しているということで、畑にするということで本人と確約を頂きました。

今事務局からありましたように今畜産技術員で平日は仕事の関係で仕事はできませんが、土曜、日曜、祝日等は畜産技術員の技術を生かして和牛の方を一生懸命やっておられるということでございます。

機械装備、労働力、農業技術はもちろん技術員でございますので何ら問題ございません。

将来は後継者として父親のMさんの後を継いで、なされるということで技術を生かして将来飛躍されるということを信じて現地調査を行ったような次第です。どうかよろしく申し上げます。

議長

売買金額はうっかりしまして聞き忘れてしまいました。また後日報告致します。ありがとうございました。小園委員の調査報告を頂きましたが質疑に入ります。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。

全委員

(なし)

議 長 無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 農地法第3条許可申請 受付番号3号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議 長 全員賛成ですので農地法第3条許可申請 受付3号は許可することに決定しました。次をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号4号 譲渡人は、M・Mさん六反田自治会の方です。経営規模は、自作地11, 887㎡、譲渡理由は規模縮小となっています。申請地は、城元宮前1290、地目は台帳現況とも田、地積は1, 008㎡となっています。

譲受人は、T・Rさん68歳で宮脇自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地3, 442㎡で水稻を中心に農業を営まれているようです。

農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の装備については、記載がございません。

農作業従事については、年間従事できるような記載があり、農業歴40年の経験を有しておられるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。

調査委員は13番の白井委員となっています。

13番 白井委員 それでは私の方から調査報告を申し上げたいと思います。只今事務局からの説明がございましたが、農業機械の装備について記載がございませんとありましたが、トラクター、管理機そのほか必要なものは揃えているというようなことでもございました。

水稻を中心に農業経営をとというようなことでしたが、最近はバレイショに切り替えましたというようなことでした。

T・Rさんは以前は左官業で松下工務店に勤めていらっしゃいましたが、9年ぐらい前に辞めまして農業を行っているというようなことでした。

現在上がってきている農地については、4, 5年前から荒らして周囲から苦情が出る場所であったことから、水田に復活させて今日まで作っていたということでもございました。

労力については、男子が3人いまして1人は町内、1人は鹿屋市にいまして忙しい時は、手伝ってもらっているというようなことでもありまして、どの要件についても問題はないようでありました。

価格としては、100万円で売買されたということでした。以上のようなことで報告をさせていただきます。

議 長 質疑に入りたいと思います。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思えます。

宮川委員 価格が100万円ということですが、1, 008㎡ですよね。田として有効利用がなされているのですか。

白井委員 先ほど申しましたとおり水稻は作っていない、バレイショが中心ということでもございました。ここは湿田ではないが湿り気があるということで、バレイショを作っても取れないときがあるというような話をされました。

宮川委員 価格が100万円というのは安いのではと思われました。

事務局 場所が湿田地帯です。

木原委員 4分の1ぐらいは植えることが出来ないようです。これまで圃小作の状態であり、その関係で安く成立させたということでした。

宮川委員 はい。解りました。

白井委員 少し外れますが、木原委員の隣の方でして木原委員に色々相談をされまして、通してありますがそれではだめですかと言われましたが、担当委員が調査をして報告するようになっていきますといいましたら、そうですかというようなことでした。

議長 それでは、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 農地法第3条許可申請 受付番号4号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議長 全員賛成ですので農地法第3条許可申請 受付4号は許可することに決定しました。次をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請 受付番号5号 譲渡人は、T・Uさん鳥井戸自治会の方です。経営規模は、自作地6, 616㎡、小作地1, 763㎡となっており譲渡理由は贈与となっています。

申請地は、馬場天松院ノ下1950-2、地目は台帳現況とも田、地積は697㎡。次に馬場天松院ノ下1951-1、地目は台帳現況とも田、地積は1, 485㎡となっています。

譲受人は、A・Uさん50歳で鳥井戸自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地3, 423㎡で水稻を中心に農業を営まれているようです。

農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の装備については、トラクターと耕運機を装備されています。

農作業従事については、年間従事できるような記載があり、農業歴25年の経験を有しておられるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。

調査委員は6番の牧原委員となっています。

6番 牧原委員 はい。6番調査報告を致します。5月4日にT・Uさん宅にお伺いしまして、聞き取り調査を致しました。

Tさんは、高齢で病気のためにほとんど動けないということです。兄弟2人いらっしゃいますが、弟のAさんにも少しやりたいということで贈与というかたちです。

Aさんは現在内之浦農協センターで受精士をしている傍ら、米を作ったりしていらっしゃいます。農業の従事日数も問題ございません。農機具等に関しましては、トラクター、コンバイン、乾燥機はTさん名義ですが、所有をしているということで何ら問題ありません。年間の従事日数も受精士傍ら時間があるときは出来るというようなことで労働日数もクリアできる状態であります。何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

議長 ありがとうございます。只今牧原委員の方から調査報告を頂きましたが、質疑に入ります。何かございませんか。

全委員 なし。

議長 無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 農地法第3条許可申請 受付番号5号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議長 全員賛成でございますので、農地法第3条許可申請受付番号5号は原案のとおり決定しました。

以上で議案第3号の農地法第3条許可申請の審議を終わります。

次に議案第4号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権設定の錦江町長に対する要請について提案します。説明をお願いします。

事務局 今月の提案件数は4件ですので一括提案で宜しいでしょうか。

全委員 はい。

事務局

受付番号28号と29号の貸人は、K・Uさん皆倉自治会にお住まいです。
申請地は、神川守土3871、地目は畑、地積は9,949㎡。
次に神川守土3866-4、地目は畑、地積は8,697㎡となっています。
期間は、平成23年6月1日から平成25年12月14日まで、小作料は全部で550,000円になっております。
借り人は、K・Mさん43歳で、旭町自治会の方です。農業経営の内容は、お茶を中心に施設野菜などを組み合わせた複合経営をされておりまして、農業従事日数250日、労働力1、小作地21,073㎡を耕作しております。農業機械はトラクター、トラックの記載があります。認定農業者にもなっております。
調査委員は、2番の小園委員となっています。借り人の要件等を中心に報告をお願いします。

次に受付番号30号の貸人は、M・Iさんで中園自治会の方です。
申請地は、城元平野732-6、地目は田、地積は1,455㎡です。
期間は平成23年6月1日から平成26年12月14日までとなっております。
小作料は、30,000円です。
借り人は、T・Kさん59歳の方で、中園自治会にお住まいです。
農業経営の内容は、水稻を中心に裏作にバレイショを栽培されています。農業従事日数は120日、労働力は1、自作地1,485㎡を耕作されています。農業機械はトラクター、トラック、管理機、動力噴霧器、田植機等を装備されています。
調査委員は、4番の木原委員となっています。借り人の取得要件について報告をお願いします。

受付番号31号の貸し人は、N・Nさん橋ノ口自治会の方です。
申請地は田代麓池増924-2、地目は田、地積は1,070㎡です。
期間は平成23年6月1日から平成28年12月14日、小作料は米2俵の物納となっています。
借り人は有限会社 Mでございまして、農業経営については労働力8、雇用300、自作地はございません。小作地が34,297㎡で水稻や野菜を栽培されるようです。
農業機械についての記載はありません。
農地の利用について、これまでの利用権設定された農地についての管理状況や機械装備等についての調査報告を頂けたらと思います。
調査委員は、14番の貫見委員となっています。

受付番号32号から35号までの貸人は、H・Yさん中尾自治会にお住まいの方です。
申請地は、田代麓立神5149-5、地目は田、地積は880㎡、
次に田代麓立神5149-21、地目は田、地積は835㎡、
次に田代麓立神5149-23、地目は田、地積は750㎡、
次に田代麓立神5149-30、地目は田、地積は1,346㎡となっています。
借り人は、T・Tさん53歳で、麓住宅自治会のお住まいです。
経営内容は、大原地区で実施されたネイチャリングプロジェクトで研修を積まれた方で、今回から農地を借りて営農を行っていくというものでございます。農作業の従事日数は300日、労働力は1、雇用4、農業機械は所有されていませんので、機械は借りて行われるとのこと。
調査委員は、15番の基委員となっています。新規の就農ですので要件的には厳しいものがあると思いますが、そのあたりの要件についての説明をお願いします。

議長

受付番号28号と29号を小園委員、受付番号30号を木原委員に受付番号31号を貫見委員に受付番号32号から35号までを基委員に順次調査報告を頂きたいと思っております。

2番
小園委員 2番ご報告申し上げます。貸人のK・Uさんは、亡くなられたMさんの奥さんです。これは概要の処にもありますように継続でございます。以前Mさんが亡くなられて、KさんがMさんの茶畑の隣に茶畑があった関係で貸し借りになって現在まで来たところです。貸し借りの期限が切れまして、再度契約を結んだということでございます。Mさんは立派な成園を残しておられて小作料もこのような料金になっております。借り人のK・Mさんは、この茶とハウスインゲン等の施設野菜を作っております。年齢も若く将来有望な方です。小作料金については、最初の段階で非常に高かったですので、これでは契約は結べないというようなことでありましたが、当人同士で話し合ってくださいと、貸人も話に応じるということでこの価格になりました。約1町7反5畝ぐらいです。宜しくお願い致します。

議 長 木原委員宜しくお願いします。

4番
木原委員 受付番号30号につきましては、貸し手と借り手は親戚関係でありまして、貸し手は兼業農家ですが、農業規模を縮小したいということと、借り手は現在59歳で近く会社を定年退職するというので農業の規模拡大を図りたいということで、お互いの思惑が一致したということで利用権設定に至ったものであります。借り手については、小規模の兼業農家ですが、機械類はすべて持っており、長年技術力もあります。労働力については、奥さんが仕事を辞めて農業に従事するようになっておりまして、近いうちに専業農家を目指すことになっておりますので要件は満たしていると思いますので宜しくお願いいたします。

議 長 貫見委員宜しくお願いします。

14番
貫見委員 14番報告致します。受付番号31号の借り人は、有限会社Mであります。これは先月も出てまいりましたが、3年ほど耕作されていないところでございまして、Mさんをお願いしましたところ喜んで引き受けて頂きました。早速草払いもして頂きまして、焼いてありまして綺麗になっておりました。ここは飼料米でありまして、やる気も十分あると思います。以上です。

議 長 それでは基委員宜しくお願いします。

15番
基委員 はい。15番報告致します。事務局から全て話されましたが、どこまで言っているのか解りませんが引き続き話をしてみます。借り手の方は、今年2月に大原中学校跡地を利用したNPO法人Nでございますが、この代表者がこのTさんです。5人でやっていらっしゃいます。農業機械はリースということでありましたが、0.1のバックホー、耕運機、軽トラックを所有されています。共同作業で意欲ある50台前後の若者ですので、新規とはいえやる気のあると思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、小園委員、木原委員、貫見委員、基委員のそれぞれの調査報告頂きましたが、只今から質疑に入ります。何かございませんか。

事務局 事務局から宜しいでしょうか。

議 長 はい。

事務局 有限会社Mは、これまで34、297㎡の小作地を持ったわけですが、この農地の管理状況については全て水稻が栽培されているのでしょうか。

貫見委員 9反ほど早期水稻が植えてあります。残りは普通水稻をされるようです。現在は湿田がありますので植えられるところだけ植えて、管理だけはしますということです。他の田も草刈りはしてあります。

事務局 これまでの契約の中でも物納という形でされていましたが、果たしてその物納が契約通り納まるのかと心配されるところです。そこらあたりをご指導いただけたらと思います。

中野書記 補足で普通作の苗を2町分ほど農協に注文されております。

事務局 はい。解りました。

議 長 他にございませんか。

全委員 (質問等なし)

議 長 無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは、受付番号28から35号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号28号から35号までは、原案のとおり決定しました。以上で議案第4号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画利用権設定の錦江町長に対する要請についてを終わりました。次に議案第5号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定案について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 この件については農地法第3条に伴う権利取得者の下限面積に関するのですが、農地法第3条第2項第5号で定められており、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について別段の面積を定めて公示した時の面積となります。
農林省令第20条第1項第1号に自然的経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。
2号にその面積は10a以上であること。
3号に当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養育に供している者の総数の100分の40を下らないで算定されることが要件となります。このような要件を満たすことにおいて、地域の実情において農業委員会の判断で引き下げることができるとなっています。
そこで2010年に実施された農林業センサスのデータによる下限面積試算結果を付けておりますが、下限面積30a未満の農家が540戸で44.3%を占めております。現行の別段に定める下限面積は30aとしておりますので、今回も下限面積30aを別段の面積となるように提案するものであります。

議 長 只今農地法に関する下限面積の件について提案と説明がりましたが、委員の皆さんからご質問ご異議ございませんか。

全委員 なし。

議 長 無いようですが、採決に入って宜しいですか。

全委員 はい。

議 長 それでは議案第5号の農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定案に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第5号の農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定案については、原案のとおり決定しました。
次に議案第6号 平成22年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について説明をお願いします。

事務局 平成22年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案についてご提案いたします。
この件については、これまで数回協議事項にお示ししまして、平成22年度の農業委員会の活動を検証してきたところでございますが、今回はこれまでご審議して頂いた内容を最終的に決定して、これを平成22年度の錦江町農業委員会の実績とするものであります。
それでは1ページの法令事務に関する点検
1 総会等の開催及び議事録作成
(1) 総会等の開催日の周知状況についてアの周知しているところです。これは庁舎掲示板に農業委員会開催を告げる公告を張り出しているところです。
(2) 総会等が公開である旨の周知状況ですが、アで周知しているとしています。これは錦江町農業委員会会議規則第24条に公開の旨が謳われております。
(3) 総会の議事録作成については、錦江町農業委員会会議規則第23条により作成しております。議事録に係る期間は概ね10日ぐらいかかっております。
(4) 議事録内容については、ICレコーダーを忠実に聞取り、詳細な議事録を作成しております。
(5) 議事録の閲覧は、議事録簿を作成していることと、町のホームページに搭載して何時でも、誰でも見ることができるよう手配しています。ただし農業者等の個人名は、個人情報保護の関係からイニシャルで表示してあります。
なお、これまで議事録の窓口での閲覧者はありません。

次の2ページの2の事務に関する点検

(1) 農地の権利移動の許可等ですが、農地法第3条許可申請が23件あり許可は23件となりました。

事実関係の確認については、担当農業委員が、申請者の申請に対する聞き取り調査及び現地調査を実施して頂き、総会での審議で、担当委員の調査報告を求めて、それに対する質疑を行い採決を取ったところです。

審査結果の公表については、会議録の閲覧と町のホームページに公開してあります。

申請の処理期間は、申請から許可書の交付まで最高30日としています。

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事へ送付)については、年間1件の農地法第5条許可申請がございました。

事実確認については、担当農業委員が現地調査を行い、その内容を総会で報告しました。

総会での審議は、担当農業委員の調査報告を求めて、それに対する質疑を行っております。

審議結果の公表は、会議録の閲覧及び町のホームページで公開してあります。

(3) 遊休農地に対する指導等について、管内の要活用農地の面積及び筆数は、面積23.5haで筆数は142筆となっており、要活用農地への指導の件数及び改善ということで、指導件数124件、指導面積は23.5ha、指導対象者数93名に行っております。

改善指導の結果耕作された面積は、4.99ha、30筆、うち担い手農家への集積は1.72ha、3筆となっています。

(4) 農業生産法人からの報告への対応は、町内の農業生産法人は10法人ありまして、それぞれの農業生産法人からの報告を頂きました。

(5) 地域の農業者からの意見等ということですが、この欄に示してある事項の全てに意見はございませんでした。

II 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

農家数を1158戸、うち主業農家は422戸、農業生産法人が10法人となっています。うち認定農業者は168経営体。特定農業法人と特定農業団体はございません。

課題として、農業者の高齢化が進み、認定農業者はこれ以上の増加は見込まれない。そこで集落営農を中心とした担い手への意向を進める必要があります。

平成23年度までの目標は認定農業者192経営体。特定農業法人及び特定農業団体は掲げていません。

(2) 平成22年度の目標及び実績ですが、目標を182経営体としましたが、実績は168経営体で達成率92.3%になりました。特定農業法人としては、一部の地域で集落営農による農業法人化の動きがみられました。特定農業団体は、2地域で集落営農に関する先進地研修など、集落の話合い活動がみられたところです。

(3) 認定農業者等担い手の確保と育成の目標に向けた活動

認定農業者への活動計画は、認定農業者の期間満了が到来してきているので、再認定への促進を促す。特定農業法人及び特定農業団体では、地区の農業委員が集落営農への誘導を図ることとしました。

活動実績として、認定農業者へは農業経営改善計画書の作成指導とその支援。担い手農家へのあっせんを図りました。

特定農業法人は、一部の地域で集落営農による法人化の動きがみられました。

特定農業団体は、2地区において集落営農に関する先進地研修が行われ集落内の話合い活動がなされてきました。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案ですが、認定農業者へは認定農業者の中でも高齢化が進行しており、新規の認定農業者の確保が必要であり、認定農業者への支援が課題である。

特定農業法人に関しては、集落営農に関心のある農業者や、JA、行政機関が連携して支援できる事項を積極的に進める必要がある。

特定農業団体については、農業委員が地域内の実態を把握して、集落営農に関して積極的な推進を支援しなければならない。

活動に対する評価案ですが、認定農業者については、新規掘り起こしや再認定の誘導にも農業委員が深く係って進める必要があるのではと思われます。

特定農業法人については、農業委員が地域の中心的な役割を担いながら積極的な働きかけがみられた。又、早期に向けての法人設立と農地の集積を図る必要があようです。

特定農業団体については、高齢化が進む中で、農業機械の共同利用や農作業の受委託など地域ぐるみの農作業の必要性が理解されるようになった。

(5) 地域農業者等からの意見は、ありませんでした。又、活動の評価に対する意見等についても意見はありませんでした。

(6) 地域の農業者等からの意見を踏まえた評価の決定については、農家の皆様からの意見はありませんので評価の決定はございません。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標について、管内の農地面積は1556.7haで、これまでの集積面積は767.5ha、集積率49.3%となっています。

課題として、担い手の高齢化が進み規模拡大に対する希望者はごく一部に限られる傾向にある。

基盤整備が行われた地域では農地が不足しているが、未整備地区や山間地域では貸したいとあっせんが出ても、耕作不利地等であるので借り手が見つからない状態である。

経営不振による規模縮小及び離農も目立つようになった。

平成23年度までの目標は、これまでの集積面積が767.5haとなっており、目標を24.5haとし、合計を792haとするものです。

(2) 平成22年度の目標及び実績は、目標を782haとしていましたので、実績が767.5haであり、98.1%の達成状況になります。累計では767.5haです。

(3) (2)の目標の達成に向けた活動について活動計画は、認定農業者等の担い手で規模拡大を希望している担い手へあっせんを推進する。

活動実績として、土地利用型の大型農家への農地の集積が図られた。

(4) 評価案について、目標に対する評価案については、甘藷など土地利用型の担い手への集積が進んだ。

活動に対する評価の案は、農業委員の積極的な活動によりあっせん成立したケースがみられた。

(5) 地域農業者等からの意見は、ありませんでした。又、活動の評価に対する意見等についても意見はありませんでした。

(6) 地域の農業者等からの意見を踏まえた評価の決定については、農家の皆様からの意見はありませんので評価の決定はございません。

3 耕作放棄地の解消について

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標について、管内の農地面積は1556.7haで、耕作放棄地の面積は23.5haで、耕作放棄地率が1.5%となっています。

課題は、高齢者の多い地区に耕作放棄地が多く存在する。

猪や猿害により耕作意欲が著しく損なわれている。

農作物の価格が低迷していた。耕作しても採算に合わないことのようにです。

平成23年度までの目標は、これまでの解消面積9.67haで、目標を15ha合計13.83haとなります。

(2) 平成22年度の目標及び実績は、目標を5ha、実績が3.27ha、達成率65%、累計で9.67haとなっています。

(3) (2)の目標の達成に向けた活動について

活動計画は、8月を農地パトロール月間と一斉に実施したところです。

活動実績としては、全農業委員が農地パトロールを実施して頂きました。

(4) 目標に対する評価の案は、違反転用については、目に付かない部分もあるので日頃からの目配せと情報収集に努める必要もある。

活動に対する評価の案は、農地パトロールは、調査内容の精度を高める必要がある。

(5) 地域農業者等からの意見は、ありませんでした。又、活動の評価に対する意見等についても意見はありませんでした。

(6) 地域の農業者等からの意見を踏まえた評価の決定については、農家の皆様からの意見はありませんので評価の決定はございません。

5 農地パトロール

(1) 平成22年度の活動計画及び活動実績について

活動計画は、8月を農地パトロール(農地利用状況調査)実施の月間と定めて、町内を11地区に分けて農業委員2名以上で農地パトロールを実施しました。

農業委員会は、その報告を受けて所有者等に指導して改善を求めたところです。

活動実績は、町内の農地を全域にわたり実施しました。

1月には、要活用農地のうち非農地判定を農業委員3名以上で実施して、非農地判定を総会で審議して決定しました。

(2) 活動に対する評価の案は、農地利用状況調査で耕作状況を把握できた。

耕作放棄地についても、平成20年度実施より更に増加したことが判明した。

調査により農地の利用状況が把握できた。

(3) 地域の農業者からの意見について、活動評価案に対する意見等はありませんでした。

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定は、意見等が出されていないではありません。

6 農地情報の整備と共有化

(1) 平成22年度の活動計画及び活動実績について、農地基本台帳更新に関する活動計画の農地基本台帳の更新については、農地の移動等の発生した折に更新をかけました。

農地基本台帳の情報の更新に関する活動実績は、平成22年度に農地制度円滑化事業の補助金でシステムの更新を実施しました。

共有化に関する活動計画は、農地地図情報導入については未定であるが、研修等への出席は行いました。

共有化に関する活動実績は、農地地図情報の研修会に出席しました。

(2) 農地基本台帳の情報の更新に関する活動に対する評価の案については、農地基本台帳のシステムを更新した。早く新システムに慣れるよう努めなければならない。

共有化に関する活動に対する評価の案は、農地地図情報の導入については、現状での導入の予定はしておりませんでした。

(3) 農地基本台帳の情報の更新に関する活動の評価案に対する地域の農業者等からの意見はありませんでした。

共有化に関する活動評価に対する意見もありませんでした。

(4) 農地の基本台帳の情報の更新に関する活動に対する評価及び共有化に関する活動に対する評価の結果は、地域からの意見がありませんでしたので評価できませんでした。

以上のとおり平成22年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について提案いたします。

議長 只今平成22年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について説明がありましたが、この件についてご意見等がございましたら出して頂きたいと思っております。

全委員 なし。

議長 無いようですが、採決に入って宜しいですか。

全委員 はい。

議長 それでは平成22年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について、賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第6号の平成22年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検評価については、原案のとおり決定しました。

ここで休会をしたいと思います。

会議を再開致します。次に議案第7号 平成23年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について提案いたします。説明をお願いします。

事務局

平成23年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画案

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

管内の農地面積は1556.7haで、遊休農地面積が23.5ha、割合で15%となっています。

課題としまして、利用権設定等のあっせんが出されても耕作する農業者が現れない。

高齢で耕作が継続できない。

鳥獣被害で耕作意欲がそがれるなど不利な条件が多い。

2 平成23年度の目標案及び活動計画案について

遊休農地の解消面積は15haとして、目標案設定の考え方は農業委員等による積極的な解消のための推進活動とします。

活動計画として、農地の利用状況調査を今年も8月から9月に設定して、調査員は農業委員20名とします。調査の結果取りまとめを11月から12月に行います。

調査方法は、複数名による農地パトロールの一斉調査とします。

遊休農地への指導はなるべく早めに行いたいところですが、1月から開始できたらと思います。

3 地域の農業者等からの目標案及び活動計画案に対する意見等はございませんでした。

4 地域農業者等からの意見等を踏まえた平成23年度の目標及び活動計画については、農業者等からの意見がありませんので2で示しました平成23年度の目標案及び活動計画案を提示するものです。

II 促進事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保について

(1) 現状と課題

農家数は1158戸、うち主業農家が422戸、農業生産法人が10法人、認定農業者168経営体、特定農業法人0、特定農業団体0となっています。

課題として、農業者の高齢化が進んでいる。新規就農者がみられない。

集落営農組織への機運が高まってきているが、話し合い活動の充実を図る必要がある。

農業の資器材等の価格が上昇している。反面農産物の価格低迷で生活が厳しくなっている。

近年の異常気象により安定的な生産が出来なくなってきた。

規模拡大しようにも一筆当たりの面積が狭く且つ飛び地になったりしているので、大型機械による規模拡大の障害になっている。

(2) 平成23年度の目標及び活動計画案について

認定農業者の目標は192経営体、特定農業法人は0、特定農業団体0。

目標案設定の考え方は、認定農業者の再認定誘導と新規掘り起こし。

活動計画の認定農業者への案は、農業委員による個別指導を通じて認定農業者への誘導を図る。

認定農業者と農業委員と語る会を設けて、農業者からの意見を汲みとる。

10月を農地流動化月間と位置付けて、新規掘り起こしを行うと共に担い手への集積を図る。

(3) 地域の農業者からの意見について、目標に対する意見及び活動評価案に対する意見等はありませんでした。

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成23年度の目標及び活動計画は、農業者からの意見が出されませんでしたので、(2)の平成23年度の目標及び活動計画案を提示するものです。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状、課題について、管内の農地面積は1556.7haで、これまでの集積面積は767.5haで集積率が49.3%となっています。

課題としまして、これまで各々に賃貸借等がなされているので、面的まとまりがなく飛び地となっているケースが多い。

高齢農家や離農農家等の農地地荒廃農地が多いので、集落営農による担い手としての位置づけと農地集積を図る必要がある。

(2)平成23年度の目標案及び活動計画案

平成23年度の単年度の集積の純増目標は、10haを目標とします。

目標案設定の考え方として、規模拡大希望の担い手農家の実態把握に努めて、貸し手と借り手の調整に努める。

活動計画案としては、10月を農地流動化月間と定めて、新規掘り起こしを積極的に推進する。

(3)地域の農業者からの意見について、目標に対する意見及び活動評価案に対する意見等はありませんでした。

(4)地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成23年度の目標及び活動計画は、農業者からの意見が出されませんでしたので、(2)の平成23年度の目標及び活動計画案を提示するものです。

3 違反転用への適正な対応

(1)現状と課題は、管内農地は、1556.7haで違反転用は今のところ把握しておりません。

(2)活動計画案では、8月を農地パトロール月間と定めて、町内の各農地を担当委員ごとに分けて実施する。

日頃の農業委員活動により、農地情報を集めて事前に転用等に関する指導を実施する。

(3)地域の農業者からの意見について、目標に対する意見及び活動評価案に対する意見等はありませんでした。

(4)地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成23年度の目標及び活動計画は、農業者からの意見が出されませんでしたので、(2)の平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画案を提示するものです。

以上のとおり平成23年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画案を提案いたします。

議長 只今平成23年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明がありましたが、この件についてご意見等がございましたら出して頂きたいと思えます。

全委員 なし。

牧原委員 ひとつ宜しいでしょうか。この活動計画案とは若干異なることですが、集積率には反するかとは思われますが、以前何人かの人から言われたことですが、畑を借りたくてもなかなか借ることが出来ない。実際は田が貸しに出ても一般の人には解らないと、このような場合はどのようにしたら良いのかということです。畑の情報が出たときに皆に解るように何か方法はないものだろうかということをお聞かせされたことがありました。

前一遍私が公募制にしたらいかがでしょうかと言いましたが、やはり利用集積のことで周辺の方がまず優先されるというようなことで説明はしたところです。そのようなことが出てきたら皆に解るように公募という形をとれないものだろうかとお話が出たところでした。

そのようなところはもっと考えていくべきではないかと思えます。

事務局 その農地を求めている方は農業をされているのですか。

牧原委員 そうです。たまたま飲み会があって、そのような情報を知っているのは農業委員会の人とその周辺の人だけであると、この方は私の処の方だったのですが。借りたくてもなかなか借りれないということがありまして、公に解るようにできないものでしょうかとでたところでした。

宿利原勝吉委員 ホームページを立ち上げているのであるから若い人へはそのようにしたら。

事務局 宜しいですか。

議長 どうぞ。

事務局 一応あっせんに出た分は、あっせん委員が活動するべきだと思います。このような農地が出てくるがというようなことで、私が先ほど読み上げましたが平成22年度では、木原委員あたりでもあっせんに出されていた分を回って頂いて、調査して今後の活用について調査をして頂いたわけです。あっせんに出されていた分についても、借り手がない、買い手がないというような現状があるわけです。恐らくそのような条件に適っているところを言われていると思いますが、貸し手と借り手のミスマッチでなかなか見つからないということだとも思います。そのような情報がほしいのであれば、自分の地域の担当農業委員へ希望する農地の情報を問い合わせることが、日頃の農業委員活動だと私は思います。

牧原委員 普通我々の場合は、集積率を高めて周辺の近い人から相談していくでしょう。

木原委員 借りたいという希望があるのであれば、まずは地域の農業委員に相談すべきことではないかと思います。そうしてどの辺を借りたいというものがあれば、あっせんに出すというように、このようなことを言われた方は言いたい放題の事ではないでしょうか。借りたければ積極的に事務局に行くなり、農業委員に相談すべきではないでしょうか。

落司委員 木原委員の話されたとおり私も畑はないでしょうか、田はないでしょうかと言われることもあります。私も聞いていますので、私も忘れることができるので農業委員会に通しておいてくださいと言い、その順番で当たっていくようにしています。

議長 今までずっと言われてきていましたが、農業委員だけが知っているという気持ちが多々聞いていました。認定農業者優先であっせんをして行く、しかしそこらあたりが公募という形はとれないと思います。やはりあっせん担当員が決まればその方達が目配せしながらやってく訳ですので、借りたいと思う人は担当地域の農業委員に持ちかけるべきではないかと思います。それ以上は出来ないのではないかと思います。

宿利原義照委員 担当委員もですが、あの人には貸さないとか、この人には貸さないとかありますよ。

議長 それはありますよ。それぞれの事情というのがありますので、あっせん委員同士でもお互いにやり取りしながら進める必要があるのではないかと思います。そのようなことは気持ちを新たに留めておこうじゃないですか。他にないですか。

全委員 なし。

議長 無いようですが、採決に入って宜しいですか。

全委員 はい。

議長 それでは平成23年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画案について、賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第7号の平成23年度錦江町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画案については、原案のとおり決定しました。

以上で本日の付議事項の審議を終了いたします。

会長

12番

14番

議事録調整者 折久木まり子

